



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名  日本電設工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 江川 健太郎
(コード番号 1950 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 川村 哲雄
(TEL. 03-3822-8811)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、東京電力株式会社が発注する架空送電工事に関して、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したことに伴い、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 10 日付で下記のとおり営業停止命令を受けました。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて法令順守の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

なお、本件処分による業績への影響につきましては、現時点では軽微であると考えております。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 営業停止の期間

平成 26 年 4 月 25 日から平成 26 年 6 月 23 日までの 60 日間

以 上